

大阪市デジタル統括室戦略担当における会計年度任用職員募集要項

令和7年12月1日
デジタル統括室

1 募集人数

1名

2 職務内容

戦略担当における業務（※）の補助

- （1）Excel・Word等、Microsoft Office ソフトを利用したデータ整理・集計
- （2）財務会計システム等、本市業務システムを利用した事務作業
- （3）その他デジタル統括室戦略担当における庶務業務全般にかかる補助作業

※戦略担当における業務

- ・大阪市DX戦略の総括及びDX人材育成に関する業務
- ・室の文書、予算、決算及び物品並びに室の庶務業務に関する業務
- ・データ利活用推進等に関する業務

なお、令和8年4月の職制改正により業務内容の一部が変更される場合があります。

3 受験資格

- （1）令和8年4月1日から勤務可能な方
- （2）実務において1年以上のWindows パソコン操作及びオフィスソフト（Excel、Word、Outlook 等）の利用経験がある方
- （3）地方公務員法第16条各号（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）から（3）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週 30 時間(9時から17時15分までの7時間30分(休憩時間45分を除く。))×4日)

(2) 休日

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ・12月29日から翌年1月3日までの日
- ・その他、デジタル統括室が指定する休日(週につき1日)

(3) 勤務場所

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市デジタル統括室(大阪役所内)

(4) 報酬等

報酬(月額)	176,436円～196,620円
期末・勤勉手当 (6月、12月に支給)	642,887円～914,282円(6月、12月の合計額)
年収見込	2,760,119円～3,273,722円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末・勤勉手当は、1年目は3.64375月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は4.65月分となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当(超過勤務手当等)が支給されます。

※上記報酬等は、募集開始時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 通勤手当

6カ月定期券額と1カ月あたりの通勤所要回数分(週4日勤務)の回数券相当額に定期券通用期間を乗じたものを比較し、安価な方を支給(限度額あり)します。

(6) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数:12日 付与期間:4月1日(任用日)～3月31日(任期満了日)
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 等 【無給】 ・ドナー休暇 ・妊娠障害休暇 ・生理休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇※1 ・短期介護休暇※1 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法

(1) 1次選考試験

内容：申込時に提出いただいた「エントリーシート」により審査します。

(2) 2次選考試験

内容：1次選考に合格された方を対象に面接による口述及び技能試験を実施します。

日時：令和8年1月17日(土曜日)～令和8年1月18日(日曜日)のうち本市が指定するいずれかの日に実施予定です。

場所：大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所

※詳細な日時及び実施場所については、1次選考試験合格者に別途通知します。

なお、面接時間等の希望や変更については原則として応じられません。

(3) 選考結果

可否にかかわらず受験者本人あてに通知します。

7 受験手続

受験申込については、持参及び郵送による申込受付を行いませんので、インターネットにより申請してください。

※申込みには、連絡が取れるメールアドレスとAdobe Reader(無料)が必要となります。

申込方法	【受付期間】 令和7年12月1日(月)から令和7年12月18日(木)まで (令和7年12月18日(木)17時30分申込完了分まで有効) 【申込方法】 ① 「大阪行政オンラインシステム」から「手続き一覧(個人向け)」をクリックして、「カテゴリ」→「採用・人材登録」→「採用」から「大阪市デジタル統括室戦略担当における会計年度任用職員募集」を選択し、「次へ進む」をクリックしてください。 https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home/ ② 利用者ID(メールアドレス)、パスワードを入力してください。利用者IDをお持ちでない場合は、「利用者の新規登録はこちら」→「個人として登録する」から利用規約を確認いただき、「メールアドレスの登録」→「利用者情報の入力」→「入力内容の確認」の順に進んでいただき、登録を完了してください。 ③ 氏名、カナ氏名、住所、生年月日、メールアドレス、電話番号を入力し、大阪市ホームページからダウンロードし、記載いただいた「大阪市会計年度任用職員採用申込書」、「申し立て書(自署及び押印不要)」、「エントリーシート」をそれぞれ「アップロードするファイルを選択」からアップロードし、「次へ進む」をクリックしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000664812.html ④ 記入内容等確認し、「申請する」をクリックしてください。 ⑤ 「申込番号」が発行されます。(※メール通知があります。「1次選考結果」及び「受験案内(2次選考試験の実施場所、時間等の詳細)」等のダウンロードの際に必要となりますので、大切に保管してください。) ⑥ デジタル統括室が、申込内容を確認し、修正箇所がなければ「受理」します。(※メール通知があります。必ず確認してください。)修正箇所があった場合は「差戻し」しますので、必ず申込内容を確認のうえ修正してください。(※メール通知が
------	--

	あります。「差戻し」の場合、修正期間を設定させていただきます。修正期限を過ぎた場合、申込みは「申請却下」となり、受験できませんので注意してください。） ※システムのメンテナンス等のため、一時的に利用できない場合もありますので、余裕をもって申込手続を行ってください。 【口述（面接）、技能試験日当日に提出していただく必要書類】 ①過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真（縦4センチ×横3センチ） ②申し立て書 1通（氏名の部分は自署が必要） ※②は本市所定の様式に必要事項を記入した上で提出してください。 ※②の様式は、大阪市ホームページから取得してください。 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000664812.html
1次選考結果等の交付	1次選考結果の通知については、合否にかかわらず令和7年12月25日（木）ごろに「大阪市行政オンラインシステム」→「マイページ」→「申請状況のお知らせ」の該当の申込番号の履歴を確認いただき、「申請内容の詳細画面へ進む」からダウンロードできる状態になります。また、合格者は「受験案内（2次選考試験の実施場所、時間等の詳細）」も併せてダウンロードできる状態になります。令和8年1月6日（火）までに必ず「受験案内」をダウンロードしてください。 https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home/ ※令和8年1月6日（火）までにダウンロードできない場合は、大阪市デジタル統括室戦略担当（戦略グループ）まで連絡してください。
2次選考結果の交付	2次選考結果の通知については、合否にかかわらず令和8年1月30日（金）ごろに受験申込で入力いただいたメールアドレス宛に通知します。 ※令和8年2月4日（水）までに通知が届かない場合は、大阪市デジタル統括室戦略担当（戦略グループ）まで連絡してください。

8 2次選考結果発表から採用まで

- (1) 2次選考結果の成績が一定基準以上の者を合格者とし、合格者のうち採用試験の成績が最上位の者を採用します。
- (2) 2次選考結果の成績が一定の水準に達せず合格者がいない場合には、採用を行いません。
- (3) 合格者は、採用候補者名簿に採用試験の成績順で登録します。
- (4) 採用候補者名簿の登録期間は令和9年3月31日までです。
- (5) 被採用者が採用を辞退した場合又は採用後中途退職した場合には、採用候補者名簿に登録された者から登録順に地方公務員法第16条各号に該当しないことを確認の上、採用する場合があります。

9 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、差戻しすることがあります。なお、このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。
- (2) 受験資格がないこと及び採用申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、選考以外の目的には一切使用しません。また、受験に際して収集した個人情報は、選考試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

大阪市デジタル統括室戦略担当（戦略グループ）中村・栗木

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 電話 (06) 6208-7666

Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車すぐ（1番出口）、
京阪電車中之島線「大江橋」駅下車すぐ（6番出口）

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、必ず一読し、心得た上で申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと